

日本学術会議は、同会議が提示した「科学者の行動規範」を各学協会が参照し、それぞれ自らの行動規範を策定することを要望した*。下に示す「地震学者の行動規範」は、「科学者の行動規範」に則り、一部を書き改めたものである。

*：「声明 科学者の行動規範について」2006年10月3日
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s3.pdf>

地震学者の行動規範

地震学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系の一つであり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、地震学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為の一つといえる。

一方、地震学とその研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、地震学の自由と地震学者の主體的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「地震学」とは、地震と震災、ならびに地震を発生する場である地球とに関する、自然科学から人文・社会科学までを包含する学術分野で、「地震学者」とは、所属する機関に関わらず、この分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う地震学者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受するとともに、専門家として非専門家の負託に応える重大な責務を有する。特に、この知的活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は地震学者の倫理的な判断と行動に依存している。したがって、地震学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、地震学者が社会に対する説明責任を果たし、地震学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。地震学者の倫理は、社会が地震学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本地震学会は、所属するすべての地震学者が共有すべき、地震学者の自律性に依拠する行動規範を起草した。これらの行動規範の遵守は、地震学の知識の質を保障するとともに、地震学者個人及び地震学コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るためにも不可欠であることを付言する。

1. **(地震学者の責任)** 地震学者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に対する責任を有することを自覚する。
2. **(地震学者の行動)** 地震学者は、地震学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、地震学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的かつ客観的に示す最善の努力をすると共に、地震学コミュニティ、特に自らの専門領域におけるピ

アレビュー（相互評価・監査）に積極的に関与する。

3. **（自己の研鑽）** 地震学者は自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるように弛まらず努力し、常に最善の判断と姿勢を示す。
4. **（説明と公開）** 地震学者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
5. **（研究活動）** 地震学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、自らねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。
6. **（法令の遵守）** 地震学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
7. **（研究対象などの保護）** 地震学者は、研究の対象（動物などを含む）や研究協力者に対しては法令や関係規則を遵守し、かつ福利に配慮し、これを保護する。
8. **（他者との適正な関係）** 地震学者は、研究において権威を無批判に受け入れることを排し、他者の成果を建設的に批判すると同時に、他者の批判には謙虚に耳を傾け、真摯な態度で意見を交えると共に、他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
9. **（差別の排除）** 地震学者は、地震学者としての研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
10. **（利益相反の回避）** 地震学者は、自らの行動において利益相反の有無に十分に注意を払い、そのような立場を可能な限り回避し、そうでない場合はこれを公表する。自らの研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の呈示においては、私益に対して公益を優先させる。
11. **（研究環境の確立）** 地震学者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、地震学コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に関する取組に積極的に参加する。

（以上）